

子ども総合

福祉・保健分野の職員が協力し、子育て全般に

2階 子ども・子育てに関するご相談

子どもとその家庭に関する さまざまなご相談

育児に不安や負担を感じている
いじめがある、学校に行きたくない
子育て支援に関するサービスが知りたい
など

子どもの発達が 気になる方のご相談

(就学前のお子さんが対象)
ことばが遅い、落ち着きがない
お友だちとうまく遊べない
など

☎03-3602-1386

子ども家庭第一・第二係(月～土曜日)



※来所面談をご希望の際は事前にご連絡ください。

☎03-3602-1388

発達相談係(月～金曜日)

※来所面談をご希望の際は事前にご連絡ください。

1階 子育て交流スペース

子育てひろば「いろは」

乳幼児とその保護者が安心して
交流できる場です。

☎03-6240-7591 (直通)

(月～土曜日
午前10～午前12時、午後1時30分～午後5時)
※月齢等で時間の一部制限あり

親子カフェ「アリス」

来館者が、
気軽に立ち寄れる
喫茶コーナーです。

(月～土曜日
午前10時～午後4時)



いずれも祝日、年末年始を除く

★★子ども総合センター メール相談もご利用ください★★

葛飾区ホームページより

子ども総合センター

検索

携帯電話は
こちらから

QRコード



センター

関するご相談に総合的に応じています。

をお受けします

午前8時30分～午後5時

- ・親子健康手帳(母子健康手帳)、
妊婦健診受診票の交付
- ・母子医療給付の受付



☎03-3602-1387
母子保健係(月～金曜日)

◆児童虐待通報相談

自分は虐待
している?
されている?

近所の子どもが気になるという方のご相談

☎03-3602-1389

専用相談電話(月～土曜日)

所在地

〒125-0062
青戸 4-15-14
健康プラザかつしか内

交通

京成線青砥駅 徒歩15分
京成バス東京/テクノプラザかつしか下車
徒歩3分
都営バス/亀有新道入口下車 徒歩5分



1. 安心して出産を迎えるために

親子健康手帳(母子健康手帳)の交付 子ども総合センター 母子保健係 ☎03-3602-1387

医療機関で妊娠の診断を受けたら、妊娠届出書(診断を受けた医療機関名や出産予定日等)をご記入いただき、母子健康手帳・妊婦健康診査受診票等をお渡しします。

交付時、または後日「ゆりかご面接」(下記「ゆりかご面接」を参照)を実施し妊娠・出産に関する様々な相談に応じています。

母子健康手帳は、お母さんの妊娠中の検査結果やお子さんの成長・予防接種の記録をしていくものです。妊婦健康診査やお子さんの健康診査、予防接種時には必ず持っていきましょう。

進学や就職時に使うこともありますので、大切に保管しましょう。

交付手続場所 (2026年4月現在)

- 子ども総合センター
- 保健センター
- 基幹型児童館
- 子ども未来プラザ
- 子育て支援窓口(区役所4階401番)
- えきにこわ



受付時間等

必要な持ち物

- (1)個人番号(マイナンバー)確認資料
マイナンバーカード、個人番号記載住民票、通知カード(記載事項が住民票と一致しているもの)のうち1点
- (2)本人確認資料
顔写真付きは1点
(マイナンバーカード、運転免許証、在留カードなど)
顔写真なしは2点
(年金手帳など)

ゆりかご面接(妊婦面接)

青戸保健センター ☎03-3602-1284

助産師や保健師等と面談し、妊娠期からのゆりかごプランを作成します。面談を受けた妊婦の方へ妊娠子育て応援券・妊婦支援給付金(1回目)の申請のご案内をします。

※葛飾区では、妊娠・子育てをサポートします。お気軽にご相談ください。



実施場所・予約

マタニティパス

子育て政策課 管理係 ☎03-5654-8293

妊娠をお祝いするとともに、妊婦の外出支援を行うことで、妊娠中の負担軽減を図ります。



妊婦健康診査 子ども総合センター 母子保健係 ☎03-3602-1387

1. 妊娠中の定期的な健康診査

理想的な妊娠中の健康診査の回数は次のとおりですので、参考に受診してください。

妊娠満23週まで	妊娠満24週から35週まで	妊娠満36週から分娩まで
4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回

2. 葛飾区の妊婦健康診査費用助成

定期的な健康診査のうち、母子健康手帳交付後に受診する妊婦健康診査、妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診費用の一部を助成しています。

都内医療機関等の窓口にて、受診票と母子健康手帳を事前に提出してください。

妊婦健康診査等の助成回数

妊婦健康診査受診票 14回（1回目用：水色、2回目以降用：黄色）

妊婦超音波検査受診票 4回（多胎児を妊娠されている方は6回：白色）

妊婦子宮頸がん検診受診票 1回（桃色）

※以下の検診は医療機関で受ける必要があります（助産所では利用できません）。

- ・1回目の健診（初回健診）
- ・子宮頸がん検診
- ・超音波検査

妊婦歯科健康診査 健康部(保健所)健康推進課 ☎03-3602-1268

妊娠中に1回、協力歯科医療機関で受診できます。費用は無料です。

妊娠中は心や身体の変化とともに、口の中もむし歯や歯肉炎になるリスクが高くなります。歯と口も万全にして赤ちゃんを迎える準備をしましょう。受診方法は母と子の保健バックの中の「葛飾区妊婦歯科健康診査のご案内」をご覧ください。



妊婦向けRSウイルスワクチン 葛飾区予防接種コールセンター ☎03-4446-3534

妊婦 28 週から 36 週の方を対象に、RSウイルス感染症の定期予防接種が始まりました。



多胎妊娠に伴う妊婦健康診査費用助成 子ども総合センター 母子保健係 ☎03-3602-1387

多胎児（ふたご、みつご等）を妊娠している方に対して、通常の妊婦健康診査14回の受診後、追加で妊婦健康診査を受診した場合には、5回分まで費用の一部を助成します。助成を受けるには、受診後に申請が必要です（申請期限は出産から1年以内）。

必要書類等、詳しくはお問い合わせください。



都外医療機関等で受診する方は、申請により健診費用の一部を助成します。

対象者 次のすべてに該当する方

- (1) 受診日に葛飾区に住民登録のある方
- (2) 都外医療機関（里帰り先）で妊婦健康診査・妊婦超音波検査・妊婦子宮頸がん検診・新生児聴覚検査を自費で受診する方
都外助産院については、2回目以降の妊婦健康診査・新生児聴覚検査を自費で受診する方（いずれも日本国内に限ります。）
- (3) 新生児聴覚検査の対象児は、葛飾区に住民登録がある方のお子さまで、生後50日に達する日まで（生まれた日を0日として起算し50日まで）に検査を受けている乳児

助成内容

妊婦健康診査受診票、妊婦超音波検査受診票、妊婦子宮頸がん検診受診票、新生児聴覚検査受診票の未使用回数分を上限に助成します。

助産院での健診については、妊婦健康診査（1回目）、妊婦超音波検査、妊婦子宮頸がん検診は対象外です。

申請期限

出産日から1年以内

申請について

申請書類は区ホームページからダウンロードできます。

必要書類をご確認のうえ、窓口または郵送で申請してください。

※郵送での申請をご希望の場合は、母子健康手帳・振込先口座番号のわかるもののコピーを頂きます。該当ページは申請書類のご案内もしくはホームページをご確認のうえ、ご送付ください。



申請方法・申請書類

申請先

〒125-0062 葛飾区青戸 4-15-14 健康プラザかつしか内

子ども総合センター 母子保健係 TEL 03 (3602) 1387

※子ども総合センター母子保健係以外では申請できません。

◎里帰り先での子どもの定期予防接種費用助成については、P.23をご参照ください。

ハローベビー教室、平日・休日パパママ学級

初めてお母さん・お父さんになる区民の方を対象に開催します。

妊娠中の生活や出産、育児の話や、沐浴・おむつ替え・妊婦ジャケットの体験等の実習をします。

参加者全員の予約が必要です。



日時・会場・予約

マタニティマーク

妊娠中、特に妊娠初期は、赤ちゃんの成長にとって大切な時期であるのはもちろん、お母さん自身もつわりなどでつらい時期でもあります。

外見からは、妊婦であるかどうかわかりにくい時期に、街や職場で周りの方から気遣いをいただけるよう、マタニティマークのついたキーホルダーを母子健康手帳と一緒にお配りしています。

マタニティマーク



妊婦訪問

安心して出産に臨み、赤ちゃんを迎えられるよう、妊婦さんで訪問を希望する方には保健師がご自宅に訪問しますので所管の保健センター（P.68～69参照）にご相談ください。

また、妊娠後期（28～36週）には助産師または保健師がご自宅に訪問し、出産から産後の生活に必要な準備、体調管理、育児、区の支援サービス等についてご相談に応じます。妊娠7か月をめやすにアンケートをお送りしますので、ご希望の方は「訪問を希望する」とご回答ください。

産後ケア・産婦健康診査

青戸保健センター ☎03-3602-1284

産後、心身のケアや授乳指導、育児支援を実施施設またはご自宅で受けることができます。産後ケアを受ける際の基本利用料を補助します。

ゆりかご面接と同時に必要な受診票等をお渡しします。



いつでも気軽に相談できる妊娠・子育て相談窓口

妊娠・子育て相談窓口は、看護師等医療職と児童指導員が連携して、妊娠期から就学前にわたる様々なニーズに幅広く対応できる相談窓口です。

母子健康手帳の交付をはじめ、妊産婦向け講座や乳幼児と保護者向け行事を行います。地域で子育て中の方と出会えるチャンスです。各施設により、内容や日時が異なりますのでお問い合わせください。



※各保健センターでも妊娠・子育て相談を受け付けています。

連絡先は P.68～69 をご覧ください。

名称	開館時間	所在	☎相談用専用電話
子ども未来プラザ 鎌倉	毎日9時～20時 (日曜日・祝日、小学生以下は 18時まで) 第4日曜日及び12月29日～1月 3日を除く	鎌倉1-7-3	03-6657-8557
子ども未来プラザ 西新小岩	毎日9時～20時 (日曜日・祝日、小学生以下は 18時まで) 第2日曜日及び12月29日～1月 3日を除く	西新小岩4-33-2 (にこわ新小岩内)	03-3694-5006
子ども未来プラザ 東四つ木	毎日9時～20時 (日曜日・祝日、小学生以下は 18時まで) 第3日曜日及び12月29日～1月 3日を除く	東四つ木2-15-11	03-3696-5061
南新宿児童館	毎日10時～18時	新宿1-23-4	03-3627-1557
小菅児童館	第2日曜日及び 12月28日～1月4日を除く	小菅2-19-1	03-3601-6135
新水元児童館	毎日10時～18時	東水元3-5-7	03-5660-0710
白鳥児童館	第4日曜日及び 12月28日～1月4日を除く	西亀有1-18-6	03-3602-6821

保健指導票

子ども総合センター 母子保健係 ☎ 03-3602-1387

生活保護世帯・住民税非課税世帯の妊産婦・乳児が契約医療機関（区内は東京かつしか赤十字母子医療センターのみ）で健康診査の助成が受けられる制度です。医療機関での指導内容や検査項目により、自己負担額が発生しますので、ご了承ください。

受診前に手続きが必要です。必ず事前にご相談ください。

出産育児一時金の支給

国保年金課 給付係 ☎ 03-5654-8212

国民健康保険に加入している方が出産したとき（妊娠85日以上（12週を超えるもの）で死産・流産を含む）出産児一人につき一時金が支給されます。

支給申請は原則として、世帯主の方に代わって医療機関等が行います。これにより、出産育児一時金が分娩費用として医療機関等に直接支払われます（直接支払制度）。なお、分娩費用が一時金よりも低かった場合は、差額分の支給申請ができません。詳しくは、お問い合わせください。

他の健康保険に加入している方は、加入先の健康保険へお問い合わせください。

産前産後期間の国民健康保険料・国民年金保険料の免除

国民健康保険に加入している方・国民年金に加入している方（第1号被保険者）は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間（多胎の場合、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間）のそれぞれの保険料が免除されます。出産とは、妊娠85日以上をいい、死産、流産、早産等を含みます。出産予定日の6か月前から申請できます。出産後も申請可能です。各申請には母子健康手帳等の提示が必要です。なお、国民健康保険料の免除は令和6年1月から対象となります。詳しくは、お問い合わせください。

〔問合せ〕国民健康保険のこと 国保年金課 資格係 ☎03-5654-8210

国民年金のこと 国保年金課 国民年金係 ☎03-5654-8214

妊娠高血圧症候群等医療費助成

子ども総合センター 母子保健係 ☎ 03-3602-1387

妊娠高血圧症候群、糖尿病、貧血、産科出血及び心疾患にかかり入院治療を必要とする妊産婦の方で、次のいずれかに該当する方（生活保護を受けている方は対象外）は、医療の給付が受けられます。

- ①前年分の総所得税額が3万円以下の世帯に属する方
- ②入院見込み期間が26日以上の方